

中国税務速報

2018年4月20日

1. 国家税務総局による増値税小規模納税者基準の統一に関する通知

増値税制度を完全にし、中小零細企業の発展を支持するため、増値税小規模納税者基準の統一に関する事項について、以下の通知を行います。

- 1) 増値税小規模納税者基準は年間増値税課税売上高 500 万元以下です。
- 2) 「中華人民共和国増値税暫定条例実施細則」第二十八条の規定により、既に増値税一般納税者として登録した団体と個人は、2018年12月31日までに、小規模納税者に変更できます。未控除仕入増値税額は振替処理を行います。
- 3) この通知は2018年5月1日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3377957/content.html>

2. 国家税務総局による増値税税率の調整についての通知

増値税制度を完全にするため、増値税税率の調整の関連政策について、以下の通知を行います。

- 1) 納税者が増値税課税販売行為若しくは貨物輸入をする時、元来適用されている 17%と 11%の税率は、16%と 10%に調整します。
- 2) 納税者が農産物を仕入れる時、元来適用されている 11%の控除率は、10%に調整します。
- 3) 納税者が仕入れた生産販売又は税率 16%の貨物の委託加工に用いる農産物は、12%の控除率で仕入税額を計算します。
- 4) 元来 17%の税率を適用し、かつ輸出増値税還付率が 17%の輸出貨物は、輸出増値税還付率を 16%に調整します。元来 11%の税率を適用し、輸出増値税還付率が 11%の輸出貨物とクロスボーダー課税行為は、輸出増値税還付率を 10%に調整します。
- 5) 対外貿易企業が 2018年7月31日以前に輸出した第四条に関連する貨物と、売上計上した第四条に関連するクロスボーダー課税行為について、仕入れの時既に調整前の税率で増値税を徴収したものは、調整前の輸出増値税還付率を適用します。仕入れの時既に調整後の税率で増値税を徴収したものは、調整後の輸出増値税還付率を適用します。生産企業が 2018年7月31日以前に輸出した第四条に関連する貨物と売上計上した第四条に関連するクロスボーダー課税行為について、調整前の輸出増値税還付率を適用します。
- 6) この通知は2018年5月1日から執行します。
- 7) 各地区は増値税税率の調整を高度に重視する必要があります。問題が起きた場合、即座に財政部と税務総局に報告を行います。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3377945/content.html>

3. 「国家税務総局による『資源税徴収管理規程』の発行に関する公告」に関する解説

資源税徴収管理の規範化、納税サービスの最適化、税務リスクの防止のため、国家税務総局は「資源税徴収管理規程」を策定しました。2018年7月1日から施行します。規程の主要内容は以下の通りです。

- 1) 自家用の原鉱と精鉱の課税価格の確定方法を明確化しました。
- 2) 運送費等と外部購入鉱の控除範囲及び要件を明確化しました。
- 3) 資源税減免政策の実行方式を規範化しました。
- 4) 資源税の代理控除代理納付を規範化しました。
- 5) 部門協力とリスク管理措置を完全にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3377835/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3377855/content.html>

4. 国家税務総局による財務諸表データ転換参考標準の公表及びネット税務システムの完全化に関する通知

国務院による所謂「放管服」改革を深化する決定手配を徹底する為、税務ビジネス環境の最適化、納税者の税務業務取扱の便利化のため、税務総局は「財務諸表データ転換参考標準 v1.0」（以下「参考標準」と略称する）を制定しました。関連問題についての通知は以下の通りです。

- 1) 「参考標準」は公用参考データ標準、会計制度で分列された 34 個の参考データ標準及び安全要求を含みます。
- 2) 各省税務機関は「参考標準」に準じて、ネット税務システムを完全にし、ネット税務システムと企業財務ソフトウェアのインターフェースの規範を制定し、そのインターフェースを開放し、ネット税務システムと企業財務ソフトウェアの連結を実現し、自動計算納税額機能と申告書訂正機能を支援し、企業財務諸表データ形式と納税申告財務諸表データ形式の間の自動転換（パラメーター配置を通じて）を支援し、申告書と財務諸表のネットでの申告を実現し、企業の納税申告時間を短縮する必要があります。
- 3) 各省税務機関が開放したインターフェースは国家情報安全保護要求に適合すべきであり、納税者がデータを送る時の安全を確保する必要があります。
- 4) 各省税務機関がインターフェースを開放した後、企業が関連インターフェースを使用する条件、時間、方式、資料及びプロセスについて、使用指示の制定と宣伝を行い、納税者がスムーズに財務諸表自動転換とネット申告の会得を実現させる必要があります。
- 5) 北京、上海税務機関は 2018 年 3 月末までにインターフェースの開放、公開、宣伝などの関連業務を完了する必要があります、その他の税務機関は遅くとも 2018 年 4 月末までに上述の業務を完了する必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3358875/content.html>

5. 国家税務総局による環境保護税の関連問題についての通知

「中華人民共和国環境保護税法」及びその実施条例の規定により、以下の環境保護税徴収の関連問題について通知を行いました。

- 1) 課税大気汚染物質と水質汚染物質の排出量の監測計算に関する問題
- 2) 課税水質汚染物質の汚染量の計算に関する問題
- 3) 課税固体廃棄物排出量の計算と納税申告に関する問題
- 4) 課税騒音の納税額の計算に関する問題

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3375495/content.html>